第7章 介護予防・日常生活支援　総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があり、その人の状態に応じて利用できるサービスが決まります。

サービス・活動事業

要支援1・2　事業対象者　の人が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※利用者負担１割の場合の費用です。　令和７年４月１日現在の費用額のめやす

名称		サービス内容
訪問型サービス	介護予防訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、買物や調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。身体介護・生活援助の区別はありません。乗車・降車等の介助は利用できません。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) 週1回程度の利用　事業対象者・要支援1・2　1,201円 週2回程度の利用　事業対象者・要支援1・2　2,399円 週2回を超える程度の利用　要支援2　3,806円
	基準緩和訪問型サービス	ホームヘルパー又は市が定める研修修了者が行う生活援助に特化したサービスです。身体介護は行いません。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) 週1回の利用　事業対象者・要支援1・2　989円 週2回の利用　事業対象者・要支援1・2　1,977円 週3回の利用　要支援2　2,965円
通所型サービス		通所施設に通い、運動や交流、レクリエーションを通して介護予防に取り組みます。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) (共通的サービス)※送迎を含む 事業対象者・要支援1　1,824円 要支援2　3,672円 (主な選択的サービス) 栄養改善　203円 口腔機能向上(Ⅰ)　153円 (Ⅱ)　163円 生活機能向上グループ活動　102円 一体的サービス提供　487円

一般介護予防事業

高齢になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、一人ひとりが介護予防を意識し継続的に取り組むことが大切です。

元気に年を重ねながら自分らしく地域で暮らし続けるため、人との交流を続けながら自分なりの介護予防に取り組みましょう。

事業名	サービス内容
介護予防サポーター養成研修	介護予防についての知識を地域で広めてくれる人を養成します。
高齢者介護支援ボランティア事業	介護保険施設等でボランティア活動をすると、実績に応じてポイントがもらえます。
介護予防講座(脳若トレーニング講座)	認知・運動機能の維持・向上をめざし、脳の若返りや参加者同士の交流を図る楽しい講座です。
介護予防講座(いきいきエイジング教室)	運動機能の向上、栄養の改善、認知機能の低下予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む意欲を高める教室です。
健康講座	団体を対象に依頼のあった場に出向いて、介護予防や認知症予防についてお話します。
ふれあいの居場所づくり事業	年齢や性別を問わず、地域住民の誰もが集うことができる交流の場「ふれあいの居場所」づくりを推進しています。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域での介護予防をより効率的に行うため、住民集いの場にリハビリテーション専門職を派遣します。

認知症初期集中支援チーム

認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市では、認知症初期集中支援チームを配置し、本人の状態にあわせて、適切な医療・介護サービスに繋げるための支援を行っています。医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士などがチーム員となって家庭を訪問し、対応方法などの助言を行います。

認知症初期集中支援チームの申込みや、認知症についての困りごとなど、まずはお住まいの地域を担当する高齢者相談センターへご相談ください。

認知症高齢者見守り事業

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成しています。

事業名	サービス内容
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、本人や家族の支援者となる人を養成します。
「認知症サポーターのいるお店」登録事業	認知症サポーター養成講座を受講した認知症を理解する従業員がいるお店です。